

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第七号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号13を削り、同条第二項の表十二の項1中「公告又は」を削り、同表七十二の項5を削り、同項6中「5まで」を「4まで」に改め、同6を同項5とし、同表七十六の項2中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、同項4中「第二十四条第三項第三号」の下に「法第七十五条第三項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項」を「法第二十五条第二項（法第七十五条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項8中「第四十一条の二第三項」の下に「法第八十七条において準用する場合を含む。」を加え、「同条第四項」を「法第四十一条の二第四項（法第八十七条において準用する場合を含む。）」に改め、同項9中「第四十二条」の下に「法第八十七条において準用する場合を含む。」を加え、同項に次のように加える。

21 法第六十八条第一項の規定による組合の設立の認可

22 法第七十条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の指示（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）、同条第二項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）及び同条第三項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の修正の命令又は意見書を提出した者への通知（法第七十条第五項の規定の適用を受ける場合を含む。）

23 法第七十三条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可の公告及び分割実施敷地に係る団地の名称等を表示する図書の送付

24 法第八十三条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可

- 25 法第百八十六条第四項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立の認可の取消し又は組合の解散の認可の公告
- 26 法第百九十条第一項後段（法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定による敷地権利変換計画の認可
- 27 法第百二十三条第二項の規定による措置命令
- 28 法第百二十四条第一項又は第二項の規定による組合の事業等の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分等の取消し等の命令、同条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し、同条第五項の規定による総会等の招集、同条第六項の規定による理事等の解任の投票の実施及び同条第七項の規定による議決等の取消し

第二条第二項の表八十の項19を削る。

#### 附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号並びに同条第二項の表十二の項及び八十の項の改正規定は、公布の日から施行する。